

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第7号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年1月18日 02時35分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町諸浦島北方沖 長島町所在の待島灯台から真方位030° 380m付近 (概位 北緯32° 16.8′ 東経130° 11.5′)
事故等調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一音代丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	ME1-818（漁船登録番号）、音代漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷及び凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか33人が乗り組み、船首約2.1m、船尾約4.5mの喫水で諸浦島北方沖において漂泊して待機中、平成25年1月18日02時35分ごろ諸浦島北方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、本事故発生場所付近を2年に約1～2回航行しており、浅所があることを知っていたが、3海里レンジで使用していたレーダーの感度を下げていたので、レーダー画面で浅所付近の物標を認めることができなかった。 本船は、10時50分ごろ自然離礁し、長島町葛輪港沖に錨泊した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約6m/s 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、諸浦島北方沖で漂泊中、船長が、レーダーの感度を適切に調整していなかったことから、レーダー画面で浅所付近の物標を認めることができず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、諸浦島北方沖で漂泊中、船長が、レーダーの感度を適切に調整していなかったため、レーダー画面で浅所付近の物標を認めることができず、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 浅所が存在する水域において漂泊する場合には、GPSやレーダーを適切に調整して船位の確認を行うこと。
-----------	---